

# 外国人一般労働者雇用制度の整備の推進に関する法律案概要

## (外国人労働者安心就労法案)

### 第一 総則

- 目的**：少子高齢化の進展等により人材確保が困難な産業分野・地域が生じていることを背景に、外国人一般労働者（一般労働1号又は一般労働2号の在留資格を有する者）の**適正な受入れを促進し、かつ、その適切な就業環境が実現されるようその適正な雇用管理を確保する**ための制度（外国人一般労働者雇用制度）の整備を推進することを目的とする。
- 基本理念**：次の事項を基本として、外国人一般労働者雇用制度の整備を推進する。
  - ①人材不足の産業分野・地域の**活力向上と持続的発展及び多文化共生社会の形成**に寄与
  - ②本邦で就労する外国人の**人権尊重と適切な保護**及び**安定的で充実した職業生活の確保と希望に応じた職業能力の開発・向上**
- 国の責務**：基本理念にのっとり、外国人一般労働者雇用制度の整備を推進する。
- 法制上の措置等**：政府が整備推進に必要な措置を講ずる（**法制上の措置の実施は施行後1年以内**を目途）。

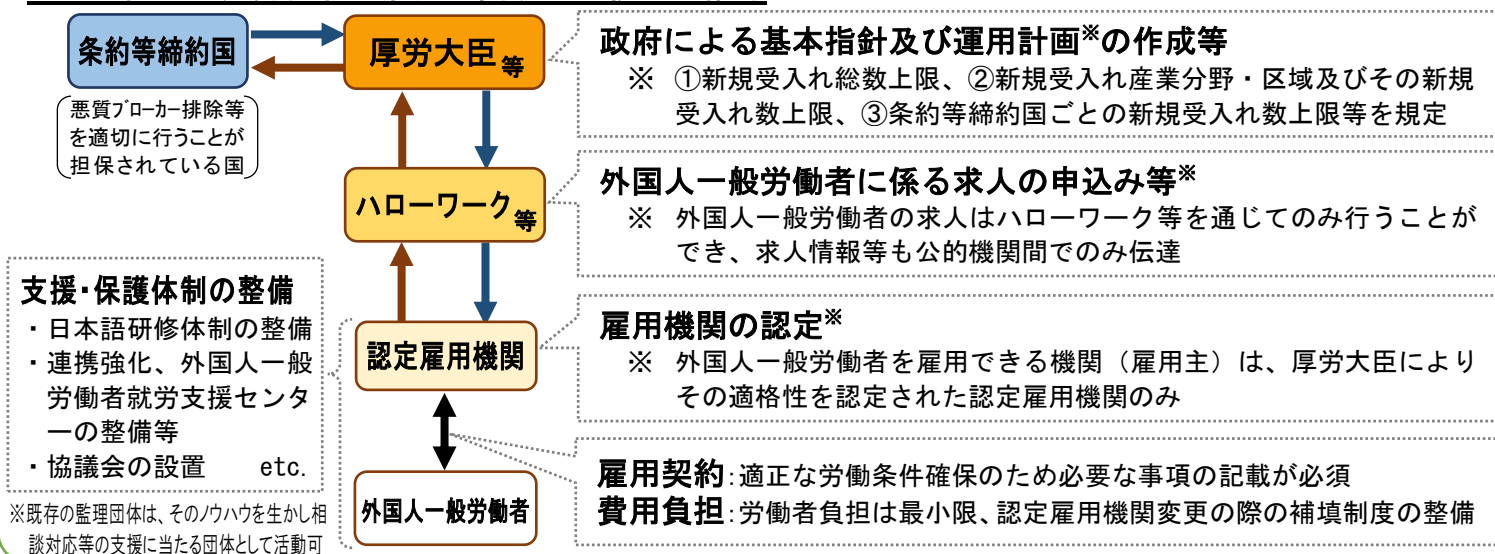
### 第二 外国人一般労働者雇用制度の整備の推進に関する基本方針

#### 1 一般労働1号の在留資格及び一般労働2号の在留資格の創設等

	一般労働1号	一般労働2号
本邦での活動	特定産業・区域で認定雇用機関との雇用契約に基づき一般業務に係る活動（他の就労資格で行うことができる活動以外の活動）として運用計画を踏まえ定める活動	一般労働1号の在留期間満了後も引き続き本邦で就労しようとする者等を対象に、一般労働1号の活動から接続性のある形での一般業務に係る活動として運用計画を踏まえ定める活動
在留期間	2年（更新なし）	5年（更新なし）
取得要件	日本語能力：不要 / 経験・知識・技能：不要	日本語能力：一定水準 / 経験・知識・技能：必要
条件の変更	産業分野・区域：原則不可 認定雇用機関：同一産業・区域内で1回可 （雇用側に責任ある場合等は無制限）	いずれも制限なし
配偶者・子の家族滞在	原則不可	可能

※ 上記のほか、①**特定技能及び技能実習の在留資格を廃止**（廃止の際現にこれらの在留資格を有する者は引き続きその在留資格をもっての在留は可能、また、企業単独型技能実習は形を変えて存続）、②**就労資格全般を見直す**とともに、**一般労働2号の在留期間満了後も引き続き就労可能な在留資格の創設**を検討する。

#### 2 外国人一般労働者の雇用に関する手続の整備等



### 第三 外国人一般労働者雇用制度整備推進本部

- 外国人一般労働者雇用制度の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に本部を置く。
- 当事者や有識者からの意見を施策に反映させるため、本部に推進会議を置く。

○施行期日：公布の日（第三は、公布後3カ月以内に政令で定める日）

○技能実習生等の保護：第一4の措置が講ぜられるまで、技能実習生等の保護のため措置を実施